

保護者の皆さまへ

片山学園高等学校 校長 片山 浄見
片山学園中学校 校長 片山 愛子

インフルエンザの出席停止に伴うお知らせ

日頃より片山学園の教育活動にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、学校において予防すべき感染症において、治癒証明書（又は登校許可証明書など）の提出にご協力いただいております。今後、インフルエンザについては、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）ではなく別紙の治癒報告書（保護者記入）の提出をお願いいたします。

これは、平成30年1月に厚生労働省が作成した「平成30年度 インフルエンザQ&A」についての質疑応答を受けた対応になります。

Q19：児童のインフルエンザが治ったら、学校には治癒証明書を提出させる必要がありますか？

「学校において予防すべき感染症の解説〈平成30（2018）年3月発行〉によると、「診断は、診察に当たった医師が身体症状及び検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行うものであり、学校から特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書）も同様である。」とされています。 「平成30年度 インフルエンザQ&A」（厚生労働省）より

「治癒報告書」は、インフルエンザに感染し、治癒後、登校する際に提出していただくこととなりますが、この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」です。（解熱した後2日を経過しても発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。）別紙の「治癒報告書」と裏面の記入例をご参照ください。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法令の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には含まれません。登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。

また、「治癒報告書」は、学校ホームページよりダウンロードすることもできます。お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど何卒よろしく願いいたします。ご不明な点等ございましたら、学校までご連絡ください。

片山学園中学校・高等学校（担当：保健主事 桶家）

高等学校 076-483-8500

中学校 076-483-3300